

令和7年度 労災診療費算定実務研修会 (第三者行為災害に係る診断書等作成時の留意事項)

1 労災保険制度における第三者行為災害と求償について

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としていますが、これらの災害の中には、労災保険の保険関係の当事者（政府、事業主および被災労働者）以外の者（第三者）が介在して発生するものがあります。例えば、配達中の郵便局員が交差点で信号待ちをしている際に後ろから車に追突されたり、訪問介護中の職員がクライアントのペットに噛まれたというケース等がこれに当たります。これらの災害は、労災保険制度上、「第三者行為災害」と呼ばれます。

第三者行為災害に該当する場合には、被災労働者は、第三者に対し、その損害（例えば、けがの治療費等）について、「民法等各種法律上の損害賠償請求権」と「労災保険に対する給付請求権」の両方を取得することとなります。

しかし、同一の事由について、それら両方から重複して損害（けがの治療等）のてん補を受けることとなれば、実際の損害額より多くの支払いを受けることとなり不合理な結果となります。加えて、被災労働者にてん補されるべき損失は、最終的には政府（労災保険）によってではなく、加害行為等を行い、損害賠償責任を負った第三者が負担すべきものであるという考えから、第三者行為災害について、政府が被災労働者へ労災保険給付をしたときは、政府は、被災労働者が第三者に対して有していた損害賠償請求権を取得し、労災保険給付額の範囲内で、第三者に対してその損害賠償請求権を行使することができるとされています（労災保険法第12条の4第1項）。この政府が取得した損害賠償請求権を行使することを「求償」といいます。（P3「労災補償と損害賠償との関係」参照）

2 第三者行為災害に係る診断書等作成時の留意点について

第三者行為災害のうち、最も多いものは「自動車事故」です。

被災労働者が業務または通勤中に自動車事故により負傷し、政府が労災保険給付を行った場合、政府は、被災労働者が自動車事故の相手方に対して有していた損害賠償請求権を取得し、自動車事故の相手方に対して求償することとなりますが、実際の自動車事故の場合の多くは、相手方が加入している自動車保険会社に対して求償を行うこととなります。

自動車保険会社に対して、労災保険給付額の範囲内で損害賠償請求を行った際、スムーズに請求

に応じていただけることが多いものの、中には、自動車保険会社との意見の相違により、求償に応じていただけないケースもあります。

特に、よく問題となるケースのひとつとして、治療期間、つまり症状固定日に関する意見の相違があります。

労災保険も自動車保険も症状固定日以降の治療費のお支払いはできませんので症状固定は大変重要な判断となりますが、労災保険も自動車保険会社も、基本的には主治医が作成する診断書や意見書等に基づいてその判断をしています。また、「症状固定（治ゆ）」という用語は、労災保険と自動車保険に共通して用いられ、その概念（考え方）も同じです。ですから、労災保険と自動車保険との間で、症状固定の時期は同じであるはずということになります。

仮に、労災保険の診断書と自動車保険会社の診断書の症状固定日に差異があれば、当然、労災保険と自動車保険会社の治療期間の主張に差が生まれてしまいます。

実際の例として、同じ被災労働者について、同じ時期に作成された自動車保険と労災保険の2つの診断書について、自動車保険の診断書には「症状固定と判断する」と書かれ、労災保険の診断書には「入院加療を要する」と書かれていたために、政府が、自動車保険会社に対して求償を行った際、診断書に書かれた症状固定日を根拠に求償に応じなかったケースがあります。

先ほどご説明したとおり、労災保険は自動車保険会社に求償を行い、自動車保険会社は労災保険に対して求償に応じる（支払いを行う）必要がありますので、端的に申し上げますと、「自動車保険を症状固定・打ち切りにしても労災保険から給付を受けられる」ということにはなりません。

自動車保険の診断書等において症状固定（治ゆ）と判断され、それ以降の期間について、既に労災保険から治療費などが支払われていた場合、労災保険は症状固定後も保険給付していたということとなり、医療機関様にお支払いした診療費を後から回収せざるを得ないケースも出てまいります。

医療機関様におかれましては、診断書等を作成される際には、症状固定（治ゆ）の概念（考え方）、各種保険制度からの診療費のお支払いへの影響につきましてご留意の上、症状固定日をご判断いただければと存じます。

最後になりますが、日頃より診断書や意見書等の作成につきましてご理解を賜り感謝を申し上げます。引き続き、労災患者の診療にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（メ モ）

.....

.....

.....

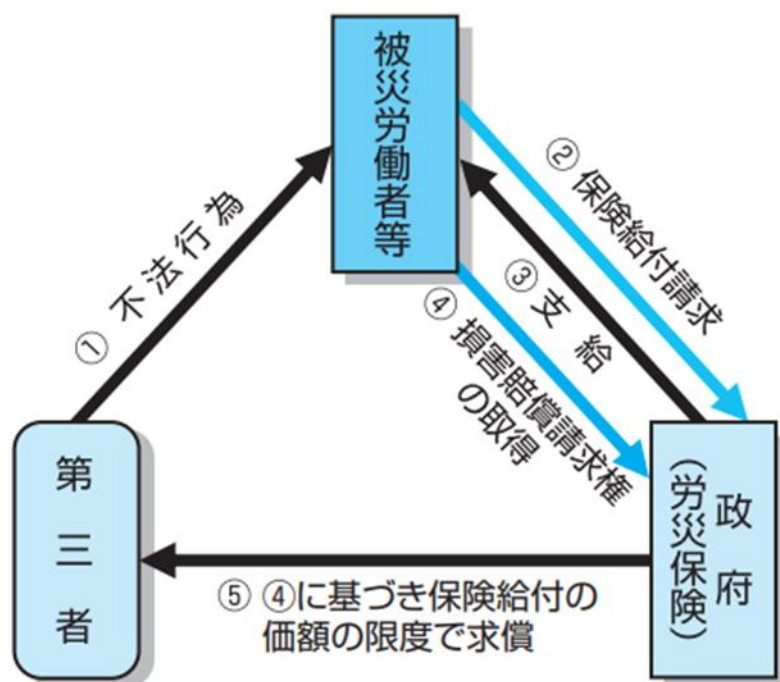
.....

.....

(参照)

労災補償と損害賠償との関係

労災保険給付を先に受けた場合【労災保険法第12条の4第1項】



(メモ)